

積水化学グループ 持続可能な調達ガイドライン（サプライヤー行動規範）

近年、グローバル化した市場経済の成長の影で、限りある天然資源の枯渇や水不足、温暖化などの環境問題が顕在化し、地球の持続可能性への危機感が高まっています。また、グローバル化する企業のサプライチェーン上では労働災害や人権問題が発生しており、これらの社会問題が深刻化しております。このような中で、企業の活動全般において、各国の法令・規制への遵守はもとより国際的に認識された基準や原則と それらの精神を尊重し、持続可能な社会の実現のために貢献することが求められています。

積水化学グループは、2020年に、長期ビジョン「Vision 2030」を策定し、「“Innovation for the Earth”サステナブルな社会の実現に向けて、LIFEの基盤を支え、“未来につづく安心”を創造する」ことを掲げています。事業の持続的成長と革新のために、ESG経営に軸足を置いてCSRに真摯に取り組み、説明責任、透明性、ステークホルダーの利害の尊重、変革や進化を続けなければならないと考えています。

その活動の一環として、積水化学グループは、より社会と環境に配慮した調達活動を推進するため、当社及び製品の生産に関わるすべての取引先の皆様（以下「サプライヤー様」）に対して、遵守すべき基準を示す「持続可能な調達ガイドライン(サプライヤー行動規範)」(以下「本行動規範」)を策定しました。サプライヤー様が本行動規範の趣旨と内容のご理解と遵守を目指していただき、共に持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいけるようご協力をお願いいたします。なお、本行動規範*1は積水化学グループ全体に適用されます。

I 運用

- 1 サプライヤー様には、本行動規範を支持し遵守を目指すことをお願いします。
- 2 サプライヤー様には、本行動規範を遵守し継続的な改善が実現できるよう、社内規定とマネジメント体制の構築をお願いします。また、社内規定はすべての経営層と従業員に共有をお願いします。
- 3 サプライヤー様におかれましては、再委託先（下請業者・原材料調達先等）における本行動規範に対する遵守状況の確認をお願いします。積水化学グループが必要と判断した場合、再委託先の遵守状況を確認できるように協力をお願いします。また、さらにその先の委託先に対して本行動規範の浸透・普及をお願いします。
- 4 サプライヤー様には、本行動規範が定める基準への遵守が求められますが、本行動規範と国際的に認識された基準や原則及び各国の法令・規制等の間に矛盾がある場合には、より厳しい要求が求められる基準を最大限に尊重するための方法の追求をお願いします。
- 5 積水化学グループは、サプライヤー様との取引継続の際には、本行動規範への遵守状況を判断基準の一つとします。

II 遵守状況の確認*2

- 1 サプライヤー様には、積水化学グループが本行動規範の遵守状況を確認できるよう、アンケートへの回答をお願いします。また、本行動規範からの逸脱が疑われる場合には、積水化学グループまたは第三者による監査*3の受け入れを要請いたします。その際には、必要に応じて生産、居住、食堂、廃棄処理施設等を含む施設への立ち入り、関連資料や記録の閲覧、その施設内で働く正規・非正規労働者を含む従業員へのコンタクトの許可をお願いします。この一連の確認作業は、再委託先も含まれます*4。

III 報告と継続的改善

- 1 サプライヤー様には、本行動規範が定める基準に意図しない事象があると認識した時点で、直ちに、積水化学グループに報告をお願いします。

- 2 サプライヤー様には、アンケートや実地監査を通じて特定された意図しない事象内容に対して、合理的な時間内に解決する改善計画を作成、実施し、その進捗状況及び結果を積水化学グループに報告をお願いします。アンケートと実地監査は改善を目的とするものですので、虚偽なく現状の報告をお願いします。
- 3 サプライヤー様が重大な逸脱を報告しない場合や、意図的に改善計画が全く実行されない場合、積水化学グループとの契約が破棄されることがあります。

以下、本行動規範本文

[CSR 調達 セルフ・アセスメント質問表 GC 版の内容文より追加・変更あり]

1. 持続可能な社会の実現にかかわるコーポレートガバナンス

(1) 持続可能な社会実現にむけた体制の構築(GCSAQ I - 1 に該当)

持続可能な社会の実現に向けて、環境・社会・ガバナンスにかかわるリスクの管理体制を構築し、PDCA サイクルを実行する体制を整備する。

(2) 法令・社会的規範の遵守のためのシステム構築(GCSAQ I - 2, 4 に該当)

法令・社会的規範の違反に関するリスクの認識、監督、意識向上、防止のためのシステムの確立・維持を行う。また、法令・社会的規範の違反に関して、専用部署もしくは社外窓口に直接報告・相談することのできる内部通報制度を構築する。

(3) 事業継続体制の整備(GCSAQ I - 3 に該当)

労働災害・設備災害はもちろん自然災害などを含めた不測の事態に対して評価、検討し事業継続が可能な体制を確保する。

(4) クリアな情報の開示(GCSAQ I - 5 に該当)

経営内容、事業活動について適切な方法で企業情報を開示する。

2. 人権の尊重

(5) 人権に対する基本姿勢(GCSAQ II - 1, 3, [Ⅲ-1] に該当)

国際人権章典、ILO 中核的労働基準等において宣言されている人権・規範を支持・尊重し、国連ビジネスと人権に関する指導原則が示す企業の人権尊重の責務を履行し、自社の活動が消費者や取引先、地域社会の人々等の人権侵害の加担、助長に繋がることのないよう十分に配慮する。

(6) デューデリジェンスの実施による人権への影響対処(2-5 と関連、積水独自の項目*5)

人権デューデリジェンスの仕組みを構築した上で、人権への影響を特定、評価し、適切に是正する。

(7) 差別の禁止と平等な機会の提供(GCSAQ II - 2, Ⅲ-2 に該当)

本人の能力・適性などの合理的要素以外の理由（人種、国籍、性別、性自認または性的指向、年齢、家系、宗教、民族、移民、等により、また、児童、高齢者、障がい者、先住民族、貧困者、HIV/エイズ感染者、等）により報酬、昇進や雇用などについて差別をしない。雇用後は昇進や研修受講などの機会を平等に提供する。

(8) 人権・労働慣行に関する苦情処理および救済（積水独自の項目）

社内およびサプライチェーンでの人権・労働に関する権利の侵害を被った従業員が専用部署もしくは社外窓口に直接報告・相談することのできる苦情処理体制をもうける。報告・相談の際には秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けることがないようにする。また、国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組む。

(9) 地域社会と人々の権利の尊重(GCSAQ II - 4 に該当)

影響を受ける地域社会の人々（先住民族含む）の固有の文化や歴史を尊重するとともに、土地の権利を保護し、責任ある事業運営を行う。

3.労働慣行

(10)職場における人材育成及び訓練(GCSAQⅢ-3に該当)

従業員の教育訓練及びキャリアマネジメントに関して、機会の提供、支援を行う。

(11)非人道的な扱いの禁止(GCSAQⅢ-4に該当)

従業員の人権を尊重し、虐待、体罰、ハラスメント（嫌がらせ）などの非人道的な扱いを禁止する。

(12)移住労働者を含む労働条件及び社会的保護(3-11、3-13と関連、積水独自の項目)

移住労働者（外国人労働者）を公正に扱い、透明な雇用条件ならびに良好な労働条件および生活条件を提供する。

(13)ディーセント・ワークに鑑みた労働条件の設定と労働環境の提供(GCSAQⅢ-5, 6に該当)

操業する国や地域の法定最低賃金および法定または予め合意された労働時間・休暇条件を遵守するだけでなく、働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）の視点から労働条件の設定と労働環境の提供を行う。

(14)強制労働の禁止(GCSAQⅢ-7に該当)

本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働を行わせない。また不当な拘束手段を用いた労働強要を行わない。

(15)児童労働の禁止(GCSAQⅢ-8に該当)

各国・各地域の法令に定められた就業最低年齢を下回る年齢の児童を雇用しない。また、児童の健康、安全、道徳、教育の機会を損なうような就労をさせない。

(16)各国・各地域の歴史、文化、習慣や生活様式の尊重(GCSAQⅢ-9に該当)

操業する国・地域の歴史、文化、習慣や生活様式を理解し尊重する。

(17)結社の自由と団体交渉権の尊重(GCSAQⅢ-10に該当)

従業員が労働環境や待遇を改善する手段として団体交渉権の行使や労働組合などを結成することに理解し尊重する。

(18)職場の安全・衛生(GCSAQⅢ-11に該当)

作業環境、機械設備や作業方法を安全かつ衛生的なものとするためリスクアセスメントを行う（人体に有害な化学物質のリスクアセスメントを含む）。リスクアセスメントの結果、危険、有害な要因があれば速やかに除去又は低減する。また、従業員に対しては十分な教育とコミュニケーションをとり労使双方で職場の安全衛生確保に努める。

(19)設備の本質安全化(3-18、3-20と関連、積水独自の項目)

機械設備を扱う従業員の安全を第一に考え、作業者が予期せぬ不安全行動を行った場合でも、労働災害・設備災害を発生させないための十分な安全対策を実施する。

(20)従業員の健康管理に配慮した職場環境の確保(GCSAQⅢ-11に該当)

従業員が安心して業務を遂行できるよう、肉体的、精神的な健康に配慮しその環境を継続的に評価、改善し提供する。

4.環境への配慮

(21)環境課題の解決(4-22と関連、積水独自の項目)

あらゆる企業活動において気候変動、資源枯渇、水リスクおよび生態系劣化など地球およびエリア毎の環境課題に配慮するだけでなく、解決に向けた取り組みを行う。また取引先に対しても理解、協力してもらうよう努力し、サプライチェーン全体で地球環境の向上に貢献する。

(22)環境関連法令の遵守(GCSAQⅣ-1に該当)

様々な環境課題の解決のために定められている各国、各地域の法令を遵守する。また法令遵守を維持、環境課題の解決を計画的に進めるために、環境マネジメントシステムを構築し、運用する。

(23)化学物質の管理(GCSAQIV-2に該当)

人体や環境に悪影響のある物質を特定、管理し安全かつ適切に取り扱い、大気や排水への放出を最小限に努める(化学物質管理システムの構築を含む)。

(24)悪臭・騒音などの予防(GCSAQIV-3に該当)

異臭管理・抑制措置や騒音レベル低減措置などを講ずることにより、悪臭・騒音などの地域公害対策を行うよう努める。

(25)気候変動課題解決への貢献(GCSAQIV-5に該当)

温室効果ガス排出量削減および使用エネルギーの再生可能エネルギーへの転換に関して目標を掲げ、目標達成のための活動を行い、脱炭素社会の実現に貢献する。また、製品のライフサイクルでの温室効果ガス排出量の削減に努める。気候変動の緩和のみならず適応に関する取り組みを行う。

(26)資源循環(資源枯渇課題解決)への貢献(GCSAQIV-3, 4, 6に該当)

使用するエネルギー・資源の最小化に努める。廃棄物の排出量を減らし、排出する廃棄物の再資源化および再生材の活用に努め、循環型社会の実現に貢献する。また、環境への影響の特定や、汚染の測定・記録、廃棄物の保管・処分時における汚染防止対策の実施などの廃棄物管理を行う。

(27)水リスク低減への取り組み(4-26と関連、積水独自の項目)

エリア毎の水リスクを認識し、リスクに応じた対策を実施し、低減に努める。

(28)生物多様性の保全(GCSAQIV-7と関連、積水独自の項目)

生態系劣化に配慮した土地利用、企業活動を行い、High Conservation Value (HCV:高保護価値) 地域や High Carbon Stock (HCS:高炭素蓄積) 地域の保護などを通して生物多様性の保全に努める。その結果、それでもなお残る生態系への影響に対してはミティゲーション・ヒエラルキー(回避・最小化・矯正・軽減・代償)にしたがい、生態系への影響緩和に努める。また、さまざまな環境課題の解決に資する自然資本の劣化を防ぐ対策や自然資本ヘリターンできる製品、サービスの提供を行うよう努める。

(29)持続可能な木材の利用(積水独自の項目)

森林破壊の根絶と木材資源の持続可能な利用に貢献する木材・木材製品の調達に努める。

5.公正な企業活動

(30)法令遵守と高い倫理観に基づいた行動(GCSAQV-1に該当)

社会の一員として法令の遵守と高い倫理観を持ちつづけ、公正・誠実に企業活動を遂行する。

(31)腐敗の防止(GCSAQV-2, 3に該当)

違法な政治献金や贈収賄など、あらゆる腐敗に当たる行為は行わない。行政、関係省庁や地方自治体に協力、要請を求められた場合は誠実・公正に対応する。また、顧客等との不適切な利益の授受を防止し、健全な関係を維持する。

(32)オープンな取引の推進(5-33、5-34と関連、積水独自の項目)

公正かつ自由な競争を尊重し、開かれた取引に努める。

(33)フェアな企業活動(GCSAQV-4に該当)

談合やカルテルなどの競争原理を阻害するような行為、またその疑いを招くような行為をしない。

(34)取引先への優越的地位の利用禁止(GCSAQV-4に該当)

発注者という地位を利用し不当な取引の強制をしない。またその地位を利用し金銭、物品などを要求するなど特別な扱いをうけるような行為はしない。

(35)反社会的勢力との関係遮断(GCSAQV - 5 に該当)

反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で対応する。

(36)知的財産の尊重(GCSAQV - 6 に該当)

知的財産の重要性を認識し、かつその権利を尊重し侵害する行為は行わない。

(37)不正行為を発見・予防する仕組みづくり(GCSAQV - 7 に該当)

法令違反、倫理に反する行為を行わないよう常に従業員に対し教育を行う。また不正行為を発見した従業員が相談でき、かつその地位、立場が守られるような仕組みを設ける。

(38)インサイダー取引の禁止(GCSAQV - 8 に該当)

取引上入手した未公表の情報について、インサイダー取引に関与または支援するために使用しない。

(39)利益相反行為の禁止(GCSAQV - 9 に該当)

個人の利益と企業の利益が対立する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受するような行為は行わない。

(40)その他不正行為の禁止(積水独自の項目)

その他不正行為（マネーロンダリング等）に関与や、関与を試みる行為は行わない。

6.優良な品質・安全性の確保

(41)調達情報の開示と誠実な対応(GCSAQVI - 1 に該当)

生産活動にかかわるひとびと、地球環境、地域社会の安心・安全のため、調達する原材料(中間材や仕入材など含む)は、その入手や製造、調達に関して、常にその履歴や品質情報を把握し、必要に応じてその情報を開示するように努める。また要望・要求に対しては速やかかつ誠実に対応する。

(42)事実に即した偽りのない情報(6-45 と関連、積水独自の項目)

品質・安全性に関するデータは規定されたやり方で取得・保管・確認し、データの偽装・改ざんなどの不正な行為は行わない仕組みを構築する。

(43)際立つ技術と品質の確保(6-44 と関連、積水独自の項目*1)

調達する原材料（中間材や仕入れ材など含む）は、入手先の各国及び日本国内の法令や規格に適合させる。また、必要に応じて各部門で受入検査や調達先監査を実施する等、品質を維持向上させるための責任を果たし、際立つ技術と品質により良質で安全な製品、サービスの持続可能な提供に努める。

(44)製品に含有される化学物質管理(GCSAQVI - 2 に該当)

製品に含有される化学物質について、適切に管理を行う。

(45)製品・サービスの事故や不良品流通発生時の適切な対応(GCSAQVI - 3 に該当)

製造物責任に関わる法律など、品質・安全性に関する法規を遵守し、製品・サービスの事故や不良品流通が発生した場合における、情報開示・所轄当局への連絡・製品回収・供給先への安全対策等の体制を整備する。

(46)フロンティアの開拓(積水独自の項目)

品質の向上だけではなく、世界のひとびとのくらしと地球環境の向上に貢献するため、品質とコストバランスに優れた新たな調達物、調達先を常に探索し、フロンティアを開拓し続けることに努める。

7.情報セキュリティ

(47)情報セキュリティマネジメントシステムの構築(GCSAQVII - 1 , 2 に該当)

電子情報、非電子情報にかかわらず情報漏洩防止のための対策を講じる。また、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社及び他社に被害がおよばないように管理する。

(48)機密・個人情報の管理(GCSAQVII- 3, 4に該当)

すべての機密情報、個人情報の管理・プライバシー保護に十分留意し、不正使用・目的以外使用は行わない。

8. サプライチェーン

(49) サプライチェーンにおける社会的責任の推進(GCSAQVIII- 1に該当)

自社のみならずサプライチェーンを通じて持続可能な調達を実践するための方針の制定と、社内外への周知・浸透に努める。

(50) 紛争鉱物の不使用(GCSAQVIII- 2と関連、積水独自の項目)

採掘における人権リスクや、反政府武装勢力の資金源となるリスクのある紛争鉱物（金・スズ・タンタル・タングステン・コバルト・マイカ等）を使用しないようにする。また取引先に対しても同様に不使用を求める。

9. 地域社会との共生

(51) 地域社会への負の影響を減らす取り組み(GCSAQIX- 1に該当)

あらゆる企業活動に伴う地域社会や住民への健康・安全衛生等の被害をなくす取り組みを行う。

(52) 地域社会への貢献(GCSAQIX- 2に該当)

直接的、間接的にかかわらず企業活動を通じ、地域社会の持続可能な発展に努める。

本行動規範は、時代の変化や社会の要請に応じて内容を改訂いたします。

積水化学グループはこれからもサプライヤー様と協力し、共に持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいきます。

*1：本行動規範は、「国連グローバル・コンパクト4分野10原則」（参照リンク）で構成され、ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（参照リンク）を参照しています。積水化学人権方針（参照リンク）に基づき策定しております。

参照リンク：

- [国連グローバル・コンパクトの10原則 | 国連グローバル・コンパクト | グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン\(ungc.org\)](https://www.ungc.org/)
- [ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために \(A/HRC/17/31\) | 国連広報センター\(unic.or.jp\)](https://www.unic.or.jp/)
- [積水化学グループの各方針 | サステナビリティレポート | 積水化学\(sekisui.co.jp\)](https://www.sekisui.co.jp/)

*2：遵守状況の確認は、法的義務を負わせるものではありません。問題が明らかになった場合は、その是正に協力を要請いたします。

*3：本監査は、本行動規範から逸脱したことや疑いがある社会性事象（または倫理事象）について限定的に行うものです。機密性のある情報の閲覧を意図するものではありません。

*4：再委託先様（サプライヤー様の委託先）において本行動規範からの逸脱や著しい疑いがある場合、サプライヤー様には、再委託先様での監査実施の働きかけに、ご協力をお願いします。

*5：各項目は、ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために(参照リンク)を参照しています。積水化学人権方針(参照リンク)に基づき策定しております。

参照リンク：

- [ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31） | 国連広報センター\(unic.or.jp\)](#)
- [積水化学グループの各方針 | サステナビリティレポート | 積水化学\(sekisui.co.jp\)](#)